

豊情個審答申第39号  
平成23年(2011年)3月10日

豊中市長  
浅利 敬一郎 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 佐野久美子

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報部分開示決定処分について(答申)

平成22年8月12日付け諮問第31号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

## 第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「平成21年度第4回豊中市情報公開・個人情報保護審査会会議録」の一部を開示しないとした決定処分は、妥当である。

## 第二 異議申立ての経過

### 1 前件異議申立て

異議申立人は、以前に豊中市教育委員会教育長に対して行った行政文書開示請求に対する部分不開示決定処分に係る審査請求の審査において、審査庁である豊中市教育委員会及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された文書の削除を求める自己情報の削除請求を行った。これに対して豊中市教育委員会及び豊中市長は、それぞれ、これを削除しないとする決定をした（以下これらを「前件不削除決定処分」という。）ため、異議申立人は、前件不削除決定処分を不服として、異議申立てを行った（以下これを「前件異議申立て」という。）。

審査会の平成21年度第4回会議（以下「当該会議」という。）においては、前件異議申立てについて、前件不削除決定処分に係る実施機関の一つである教育委員会の口頭説明及び異議申立人の口頭意見陳述を行い、これを踏まえて審査会が審査を行った。

### 2 開示請求

異議申立人は、平成22年4月6日、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき豊中市長（以下「本件実施機関」という。）に対し、「平成21年度第4回豊中市情報公開・個人情報保護審査会会議録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

### 3 本件実施機関の決定

本件実施機関は、同年4月16日、「豊中市情報公開・個人情報保護審査会会議録のうち、実施機関の口頭説明及び異議申立人の口頭意見陳述に係る部分以外の部分は、不服申立ての審査に係るものであるため、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」との理由を付して、部分不開示決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

### 4 異議申立て

異議申立人は、同年6月8日、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、本件実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。

## 第三 異議申立ての趣旨

本件実施機関が行った本件処分を取り消し、全部開示決定処分に変更することを求める。

## 第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、異議申立書並びに意見書及び反論書の記載内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 審査会は、前件不削除決定処分 of 適否を審査する当該審査会 of 場に前件不削除決定処分を行った実施機関である総務部情報公開課を同席させて、審査に係る情報を提供している。これは、係争 of 一方当事者に対して情報を開示していることになるのであるから、他方当事者である異議申立人も同じ情報を知る権利がある。
- 2 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（以下「審査会条例施行規則」という。）においては、審査会 of 「庶務」は総務部情報公開課が行うとなっているだけであり、審査会 of 事務局とはなっていないのであるから、当該会議においては、総務部情報公開課を事務局とすべきではない。

#### 第五 本件実施機関 of 主張 of 要旨

本件実施機関 of 主張 of 要旨は、弁明書 of 記載内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 異議申立人が開示を求めた当該会議 of 会議録のうち、審査会 of 審査に係る部分は、これを開示することにより、率直な意見 of 交換又は意思決定 of 中立性が不当に損なわれるおそれがあり、条例第20条第4号に規定する不開示情報に該当する。
- 2 異議申立人は、前件不削除決定処分を行った実施機関 of 担当課である総務部情報公開課が当該会議における審査会事務局であることを問題としているが、当該会議における審査は、答申第37号において判断されたとおり、適法なものである。  
そもそも当該会議で審査した前件不削除決定処分に係る削除請求は、審査会に提出され、審査会が保管する文書 of 削除を求めたものであったから、審査会事務局が実施機関 of 担当課となったものである。また、前件不削除決定処分に対する異議申立てについても同審査会が審査することは条例 of 予定するところである。
- 3 執行機関 of 附属機関 of 事務局は、執行機関が定めるものであり、審査会 of 事務局は、審査会条例施行規則第7条において、総務部情報公開課であることが明確に定められている。
- 4 よって、異議申立人 of 主張には理由がなく、開示をしないとした決定に誤りはない。

#### 第六 審査会 of 判断

- 1 条例は、実施機関 of 保有する自己情報 of 開示を請求することができること及び開示請求を受けた実施機関は条例第20条各号に規定する不開示情報に該当する場合を除き、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならないことを定めている。
- 2 そこで、異議申立人が開示を求める情報が不開示情報に該当するか否かを検討するに、当該会議 of 会議録のうち、異議申立人自身が行った口頭意見陳述及び前件不削除決定処分に係る実施機関の一つである教育委員会が行った口頭説明を除く当該審査会 of 審査に関する内容は、これを開示することにより、率直な意見 of 交換又は意思決定 of 中立性が不当に損なわれるおそれがあり、条例第20条第4号に規定する不開示情報に該当する。
- 3 異議申立人は、前件不削除決定処分を行った実施機関 of 担当課である総務部情報公開課が、当該会議において、審査 of 場に最後まで同席しており、実施機関には情報が開示されているのであるから、異議申立人に対して情報を開示すべきであると主張する。

しかしながら、当審査会が前件不削除決定処分に係る異議申立ての審査を適法に行ったことは、答申第37号において判断したとおりである。

前件不削除決定処分に係る削除請求は、当審査会に提出され、当審査会が保管する文書の削除を求めたものであったが、この場合に、執行機関の附属機関である当審査会は、当該削除請求に対する実施機関にはなりえないので、附属機関を設置した豊中市長が実施機関となり、前件不削除決定処分を行ったものである。なお、この場合には、当審査会の事務局が実施機関の担当課となるものである。

また、当審査会の文書を削除しないとした前件不削除決定処分に対する異議申立てについても、当審査会が審査をすることは、条例が予定する手続きであり、適法なものである。

- 4 執行機関の附属機関の事務局とは、庶務を行う部局であり、附属機関を設置した執行機関において定めるものである。当審査会の事務局は、審査会条例施行規則第7条において総務部情報公開課であることが明確に定められており、当審査会の文書に係る不削除決定処分に対する異議申立ての審査においても例外はない。
- 5 よって、前件不削除決定処分を行った実施機関の担当課が、当該不削除決定処分に係る異議申立ての審査を行った当該会議においても当審査会の事務局であることは、条例に則ったことであるから、総務部情報公開課が当審査会の事務局として当該会議における審査に関する情報を知り得たことをもって当該情報が条例上、不開示情報には該当しないとする理由とはならない。
- 6 以上のとおり、異議申立人の主張には理由がなく、当該会議の会議録のうち審査に係る部分を開示しないとした実施機関の処分に誤りはないので、「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第七 審査手続きについて

本件異議申立ては、当審査会の会議録に関するものであるから、当審査会はその内容を十分把握しており、また、本件異議申立てについては、当審査会から異議申立人に対して意見書及び反論書の提出を求めて異議申立人に意見を主張する機会を与え、これにより異議申立人から提出された意見書及び反論書により、異議申立人の主張は明確にされている。したがって、当審査会は、異議申立人による口頭意見陳述を行う必要がないと判断し、迅速な審査を行うため、豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第1項ただし書により、これを行わず答申をするものである。

平成23年（2011年）3月10日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 佐 野 久美子  
  
会長代理 塩 川 茂

委員 加藤幸江

委員 中川丈久

委員 前田雅子